府　令

○内閣府令第六十一号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百六十三条第一項ただし書、第百六十五条の二第一項ただし書、第百六十六条第六項第十二号及び第百六十七条第五項第十四号並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の三の三第五号の規定に基づき、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令を次のように定める。

令和二年九月十八日

内閣総理大臣　菅　　義偉

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

第一条　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
（持株会）	（持株会）
第六条　令第一条の三の三第五号に規定する内閣府令で定める者は、株券の発行者である会社又はその被支配会社等の役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該会社又はその被支配会社等に対し役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は従業員とする。	**第六条**　令第一条の三の三第五号に規定する内閣府令で定める者は、会社又はその被支配会社等の役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該会社又はその被支配会社等に対し役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は従業員とする。
2　［略］	2　［同上］
3　第一項の「被支配会社等」とは、会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社に該当する会社をいう。	3　第一項の「被支配会社等」とは、次の各号のいずれかに該当する会社をいう。
［号を削る。］	一　会社が他の会社の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社（次号及び次項において「被支配会社」という。）
［号を削る。］	二　被支配会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社
［号を削る。］	［号を削る。］
［項を削る。］	［項を削る。］
（出資対象事業に係る収益の配当等を受領する権利から除かれるもの）	（出資対象事業に係る収益の配当等を受領する権利から除かれるもの）
第七条　［略］	**第七条**　［同上］
2　前項第一号の「関係会社」とは、次の各号のいずれかに該当する会社をいう。	2　［同上］
一　会社が他の会社の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の二十五以上の議決権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含む。）を保有する場合における当該他の会社	一　会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の二十五以上の議決権（社債等振替法第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含む。）を保有する場合における当該他の会社
［二～三　略］	［二～三　同上］
（取得勧誘類似行為）	（取得勧誘類似行為）
第九条　法第二条第三項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。	**第九条**　［同上］
一　株券　当該株券の発行者が会社法第百九十九条第一項の規定に基づいて行う当該株券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘	一　株券　当該株券の発行者が会社法（平成十七年法律第八十六号）第百九十九条第一項の規定に基づいて行う当該株券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘
［二～六　略］	［二～六　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。